（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ
いかされる新潟市づくり条例に係る意見交換会　議事録

日　時：平成26年6月19日(木)　午後7時から午後8時
会　場：新潟市役所本館6階　対策室
参加者：63名
事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員4名

１．開会

２．課長あいさつ

・障がい福祉課長あいさつ

３．条例検討会における取組みと中間とりまとめについて

・遁所委員、佐藤(佐)委員による説明

４．意見交換

（司会）

それでは今ほどの説明について、確認・質問を合わせて皆様と意見交換をさせていただきたいと思います。ご意見のある方、手を挙げていただきまして、最初にお名前を頂戴してから、ご発言をお願いしたいと思います。

それではどうぞ。

はい、今、手が一人だけ挙がりましたので、そこへ今マイクをお持ちしますので。少々お待ちください。

（参加者）

視覚障がい者の〇〇といいます。この部分にないのは、出生前検診とかありますよね、最近。血液を調べてダウン症とか、トリミソーとか、18 番とか、21 番とかありますけど、この辺で 9 割の方はダウン症と分かった場合、中絶するというようなことが冒頭にありますけど、この検診自体が差別だと私は思うんですけど、出生前検診について一つ。それから障がい者は一生死ぬまで障がい者ですから、65 歳になって介護保険の制度適用になっても、ずっと障がい者の制度でやっていった方がいい。途中で変わっていく場合には、差別になってくるような可能性があるんですけど、この辺が一つ。あと一つ、罰則規定ですけど、何にもないというのはただ注意をするだけで何の効果もないように私には感じられるんですけど、その辺のご回答をお願いします。

（司会）
はい、ありがとうございました。
三ついただきました。
出生前診断に関することと、あとは障がい福祉サービスから65歳になった時に介護保険サービスに変わってしまうということの関係性でのご意見、最後は罰則規定のない状態はいかがなものかというご意見だったと思います。
意見の部分で、検討会の中で話題になった部分もあります。罰則規定について設ける・設けないというところは検討会の中でも議論があったところですけど、その辺の話の内容について、どのような議論があったかということを繰り返しかもしれませんが、遁所委員、お話いただけますでしょうか？
（遁所委員）
罰則規定を設ける・設けないの経過について、ご説明いたします。
検討委員会で罰則規定について、やはり少し時間を割いて話し合われました。私個人としては、アメリカの障害者法（ＡＤＡ）という法律の中で、罰則規定を盛り込んだことから、この条例についても罰則規定を盛り込んでもいいのではないかということを提案はしました。
ただ、アメリカの文化と日本の文化が違うということ、それからこの新潟市の条例については、市民の皆様全員が、できるだけ多くの人に知ってもらって、作りあげていく、また作りあげたものに対して益々いいものにしていこうという、そういうボトムアップの経緯を求めるものについて、罰則規定を設けては、そういう気運がそがれてしまうんではないかという、みんなで作り上げるという意識を基に、罰則規定は入れないという経過があります。
また、今オブラートに包みましたけど、実際本音と致しましては、別のことがあります。それは千葉県づくり条例の堂本知事が仰った言葉なんですけども、罰則規定を入れると、今与党の議員が必ず反対して、堂本さんはそれで苦労されている、そういう経過があったということもお伺いしております。
色んなことがありますが、以上のことから罰則規定は設けないという結論に検討委員ではなりました。宜しいでしょうか？
（司会）
はい、ありがとうございました。
罰則規定の部分については、検討委員会の中でも議論がありましたので、今お話下さったような議論があったということをお知らせさせていただきましたし、あと、もう二ついただいた意見につきましては、意見として承らせていただいて、また、検討委員会の方にもお話をしていただきたいと思います。
宜しいでしょうか？
（参加者）

身体障がいの〇〇ですけど、この検討会の委員はどのように選考されたのか、お聞きしたいと思います。

もう一つは、私が聞いている限りでは、一部の障がい者の意見が反映されているという感じがします。もっと幅広い障がい者の声を聞いて欲しいと思います。以上です。

（司会）

はい、ありがとうございます。

二つ質問いただいて、検討委員をどのようにして選んだかということと、こういった話はもっと広く意見を聞くべきだというご意見だと思います。

委員の選び方というのは課長からお願いします。

（小野課長）

委員の選考に当たりましては、20 人という枠が、市のルールにある中で、まず当事者の方に大勢出ていただきたいということで、身体、視覚、聴覚、発達、知的、精神、それから難病、7 人の当事者の方から出ていただくということと、それから弁護士ですとか、大学の教授という学識経験者の方々、それから色んな分野の話になりますので、交通関係の事業者の方ですとか、今日の佐藤委員のように経営者協会、経営者、労働問題なんかもありましたので、経営者の方とか、あとは人権擁護の方、それから公募委員という形で 20 名を選ばさせていただきました。

（参加者）

私が言いたいのは、そういうことではなく、どのような形で委員が選ばれたかということなんです。

（小野課長）

当事者におきましては、各団体から推薦をいただいて、団体の中から選んでいただいた形になります。

（参加者）

私達の会もあるのですが、一言も声がかかりませんでした。

（小野課長）

そこは大変申し訳なかったと思うのですが、20 人という委員の上限もありますので、なるべく広く大勢の方からご意見いただきたいということで始めに差別事例の募集をさせていただきましたし、こういう会を通じて、また後からでも結構ですので、どんどんご意見をいただければと思っておりますので、宜しくお願いします。

（司会）

はい、一旦この話題終わりにさせていただいて、他にいかがでしょうか？

はい、お一人手が挙がりましたので、今マイクをお持ちします。

（参加者）
〇〇と申します。
私自身、内部障がいがあるんですけども、色々体験をしてきましたが、今回意見交換会に参加させていただきまして、資料を拝見しまして、一番、私が勉強になったのは、障がい特性についてというところなんです。
私自身の障がいに関しては、もちろん自分のことですから充分知っておりますが、やはりそれ以外の色んなところに障がいのある方の特長は、やっぱり理解していなかったんだということを確認しました。それはすごく大事なことだと思います。ちょっと勉強になりました。これは、とってもいい資料だと思うんですけども、本当に健常者の方々は私が思うより、障がいを知る機会がないと思います。ですから、このとってもいい資料を、パネルを見に行かなきゃ知り得ないことじゃなくって、自動的な立場で、何かの方法で市民の皆様にこれが全部、このとってもいい資料を知ってもらう方法はないのかしら、と思いました。
（司会）
はい、ありがとうございました。今のお話については、色んな使い勝手の良い資料にして欲しいという意見として承りました。
今の発言された方の隣の方。
（参加者）
〇〇と申します。
今ここに出ていました 8 ページの「障がい者差別の解消に関する研修や啓発を行い、人材育成に努める」というのは、どこでされるのでしょうか？
今そちらの方が仰ったように、私達の団体にも声がかかってこなかったというのもありますし、うちの子供達は、知的、発達、精神障がいをもっています。そんなことと、あちらの方も仰った出生前診断ですけども、この前、新聞社からも取材がきたんですけども、段々広がってくるんですね。それで今 3 つだけじゃなくて、もっともっと広がりそうな気配があって、私達は知らないで一生懸命育ててきましたけど、その苦しみを知っている私達は、その診断をされたらどうするの？と聞かれると、もうどうしようもない。考えれば考えるほど、すごく辛くなって、それは今アメリカか、どこかで検査会社がどんどん広げているようですが、その資料を見ましたら、こちらの会社ではいくらだけど、こちらの会社では 90 何パーセントでいくらって、そこまで出てきちゃうと、今後本当にどうなるんだろうかとそういう心配があります。
それからもう一点ですが、12 ページの「居住場所の確保」というところで、私共も高齢になっておりますので、子供が今施設にお世話になっています。やはりグループホーム・ケアホームという形で、親亡き後、周知啓発・人材育成

ということをしたいと思うんですが、そういった支援の方達の人材育成をしながら、本当にさっき発達障がいの方の発言が書いてあるところがとても心に留まりました。そういった形で親亡き後も、今言えるから言っているんですけど、私達が死んでしまったら、もう言えなくなってしまうので、そんな感じで子供が、親がいなくなった後、どうやって過ごすんだろうって凄く今心配な状況でおります。

（司会）

はい、ありがとうございました。

出生前診断のお話は、最初にご発言があった通りのご心配という部分だったと思いますし、あとは居住の場の充実に努めて欲しいというご要望だったと思います。

最初の研修や啓発、人材育成など今後どうやってしていくのかっていうのが、最初のご質問ご意見だったと思いますので、この辺りどうでしょうかね？検討会の中で今後どう展開していくっていうのは、今後のまた議論なりということになろうかと思うんですが、その辺、検討会の中で出た・出ないを含めて、ちょっとコメントいただければ、委員の方どちらか、お願いします。

（佐藤委員）

研修、啓発というところでございますけども、特に大きな議論になっていなかったように思いますが、ただいわゆる先ほどお話がありました通り、健常者の方が、障がいのある方に対する理解が不足していることによって起きる色々な差別、区別というものがあろうかと思います。

それを解消するためには、やはりまず市民の皆様に色々な障がいを知っていただくということが大事だと思いますので、そういった意味では、研修とか、啓発というのは、どういうやり方が良いのかというところまでは、まだ議論が進んでいないところではございますけども、先ほどお話があった通りいい資料だねというふうに仰ってくださった、そういった資料を皆さんに配布するとか、あるいはこういった場を設けて、研修に来ていただくとか、そういうような形で色々な障がいに対することを、普及・啓発していくということが良いのかなというふうに考えております。以上です。

（小野課長）

補足してですが、人材育成はどこでやるのかといったお話があったのですが、第三者機関で、またそれをどこにするかというのは決まっていないんですけど、どこか一つ別な組織を作って、そこでやっていこうというところで今検討されているところです。

（司会）

はい、宜しいでしょうか？

はい、そちらの方から。
（参加者）
〇〇と申します。
【資料1】の4番の「市の責務及び市民・事業者の責務」に、私が違和感を感じたもので、意見を言わせてください。
市及び事業者の責務の②にある、障がいのある人自らが、この生きづらさ云々と書いてある、周囲に伝えるとある。この文言を正直読みますと、障がいのある人が接近をしてですね、周囲というのは何かというのがぼやけて見えません。私は、障がいのある人自らの、その生きづらさや思いを積極的に行政が伝える、こういうふうなことであれば、非常に責務と責任が分かりやすいように思いますが、いかがでしょうか？
（司会）
はい、障がいのある方が自らの伝え方という部分で、ここに書いてある表現ではいかがなものか、もうちょっと言葉が必要なんじゃないかというご意見だったと思います。
障がいのある人自らがという部分は、スライドにも下線が引かれていたと思うんですけど、特徴として出しているようなところです。
この辺りは検討会の中で議論があったかと思います。検討委員の方、お話いただくことできますでしょうか？
（遁所委員）
市民というところで、障がいのある人というところに重きを置いたということは、また、ご指摘の通りの違和感を感じることもあるかと思います。
あと、実は障がいがある人とない人といった時に、それでは障がいが定義されていないけど、実は生きづらさを感じている人はどうするのというところの議論も残ったままです。ですから、今ご指摘いただいたところで検討委員会で議論をもっと深めていかなければならないところではあろうかと思っております。
ここの思いとしては、当事者主体という、昨今の意識が反映されたというところなので、もう少し、言葉を丁寧に整理していくということは、今回のご指摘で直していきたいと思います。
（参加者）
その通りだと思います。私がもう一つはっきり言いたいのは、この責務が、市の責任の中に入ってもいいんじゃないかと。ですから私は、自らじゃなくて自らの、という上の市の責任の中に入ってもいいんじゃないかと。こういうことです。私の意見は。
（司会）

はい、ありがとうございました。
手が挙がりましたので少々お待ちください。今マイクをお持ちします。
（参加者）
お話したいことは、障がいの教育の問題ですけど、普通学級に入ればいいという問題ではないと思います。
それはどういうことかと言いますと、障がいによっては目が見えない人、あるいは耳が聞こえない人、歩けない人、色々いるわけです。その人に合った配慮が必要じゃないかと思います。そういう意味で、専門的な(…)、そういう視覚障がい者で言えば、点字が読めるという、書けるというそういう(…)もあるんじゃないかと思います。
そういう教育の配慮が必要だと、思います。はい、以上です。
（司会）
はい、ありがとうございました。今のお話ちょっと確認させていただくと、普通学級に入ればいいというのではなくて、障がいの特性に合ったリハビリ的な部分も含めて、学べる教育の場がいいのではないかと、そういうご意見でしょうか？これもご意見として頂戴していきたいと思います。
他にいかがでしょうか？まだ発言のない方、はい、今手が挙がりましたので、はい、今お持ちします。
（参加者）
中学生のダウン症の男の子をもつ母です。〇〇と申します。
今、市民に対してということを中心にお話されていますが、うちの子は地域の中学の支援学級に通っています。先生自体はすごく人としてはいい先生ですが、障がいのある子供についての理解がほとんどないと言うか、その先生だけでなく、中学校全体の先生が同じような感じがします。
市民を育てる前に、そういう大人になってからではなくて、義務教育のうちにそういう人と関わることの大切さを、学校の教員が学んでいかなくてはいけないんじゃないかな。
小さいうちから、そういう人と接点を持って、勿論苦手な人も、いくら言っても駄目な人もいます。でも、勇気が出ないで手を貸せないようなお子さんなんかの背中をちょっと押してくれるような教員がいれば、それを育てて欲しいなと凄く思います。
先ほどから出てる、周知・啓発とか、あと研修の実施。それはそれで大事だとは思うんですけども、こういう場に、実際生の声が聞こえる場に、教育に携わる人に出てきて欲しい。一般市民である私が、最初回覧板で、今回のことを知ったんですけども、新聞や、市報にいがたや、勿論回覧板等で、先生達が、こういうの出てみたいなとか、なぜ思わないのかが不思議なのと、障がい福祉

課でやられている以上、やっぱり教育の現場の人になぜ声がけが無かったのかなって。担任に今回のことを聞いてみたら、全く分からない。ポカンとしてる感じだったので、そういう子供を育てるためにも教育現場に携わる人に、どんどんこういう場に強制的に出ていただくっていうことを、本当にお願いしたいです。宜しくお願いします。

（司会）

はい、ありがとうございます。

学校に関してのお話で、一つは理解を深めるために学校の先生も詳しくなる必要があるし、逆に小さい児童からこれを学ぶ機会が必要ではないか。最後にはこういう場も非常に貴重な場であるので、半ば義務的に参加できるような仕組みが必要ではないかというご意見だったと思います。

教育の話は、実はかなり検討会の中でも盛り上がって、ご紹介しきれなかったんですけども、検討会の中でもグループワークで分野に絞って、何人か少人数で検討するというやり方もしていました。

教育はだいぶ盛り上がったと思うんですけど、その辺りをお話いただけますか。

（遁所委員）

教育では、教育部会のところで委員としては、教育学部の長澤座長、私、それから権利擁護の佐藤委員、聴覚障がい者の石川委員、公募委員の伊藤様などからの構成で検討しました。その周りには教育委員会の方も心配そうに見守って、また、特別支援学校の先生方も教育部会の傍聴に多く来られました。

そういう状況の中で、グループワークになりましたが、ご指摘の通りです。

まず、長澤座長と私と皆さんと意見交換したとき、こういう事例を基にやったときに、ある事例が、「この子は普通学校ではなくて、特別支援学校へ行きなさい」とか、「特別支援学級に行った子は、私達面倒見れないから、特別支援学校へ行きなさい」という事例があったんです。長澤教授と私が、一致したのは、障がいがあることでそういうことをするのは差別だと。これは議事録に載っています。そういうような意見が出ています。

また、先ほど〇〇さんがご指摘されたように、ただ単純に普通学校にそういう子たちを置き去りにするということはいかがなものかと。そこのところで新潟市が今回、特色のあると仰った「個別の教育支援計画」、これを入れながら、合理的配慮を、つまり、個別の支援をしっかりと保障した中で、普通教育の実現と言うのは、やはりこれも議事録に入れました。そういうような積み上げをこれから条例を作ることによって、ご心配されていた通り教員の皆さんの研修につながっていけばと思ってます。

私個人的に、道徳とか、特別の授業というとこで、私達当事者が呼ばれて講

演するんですけども、最近、私達がよく言う言葉は、私達がここで発表することが無くなる時期が来て欲しいと。皆が聞いている中で、普通学校の中で、あるいは隣に障がいのある子がいれば、私達の話をする必要はないとか、そういうことを多く話しております。

ただ、そういう意識をもった当事者が講演に行く、今日ここに来られている障がいのある、あるいはリーダーの皆さんが、また新潟市の障がい福祉課の皆さんの裁量によって、色んな小学校にそんな話を広げていけば、ある程度研修になるのかなと。そんな話も教育部会では盛り上がりました。ただ、また時間が無かったので、どうしても終わってしまうんですけど、そんな部会の話がありました。

あと、私の見解で言えば、先ほどのご意見とかあった中で、グループワークに留まらず、実はワークショップとか各区のそれぞれの拠点に、もっともっとこのような機会を設ければ、もっと多くの皆さんの意見が拾い上げられるのではないかと。

だから、今ここでやっているこのやり方、これは障がい福祉課さんが夜遅くまで頑張ってやった、私達もこう突きながらやったやり方をもっともっと作り上げていく。条例を作る、作った後もワークショップを続けていくような仕組みを、また皆さんも見ていただければと、また指摘していただければと、それは私個人的な考えですが、付け足しで述べさせて頂きます。

（司会）

はい、ありがとうございました。

予定した時間が大体これ位なんですけれども、いかがでしょう？もうお一人位は、お話聞きたいと思うのですが。

はい、申し訳ないです。発言の無い方にさせていただきたいです。申し訳ございません。

（参加者）

〇〇と申します。

これから進めるに当たっては、キャッチフレーズが大事だと思うので、キャッチフレーズをしっかりと決めて、毎週の市報なんかの頭の方に設定して欲しいなと思います。

それについて、将来的に「障がい」という言葉、最近「がい」という漢字をひらがなにしていただいたんですが、これからは、世界的に「障がい」という言葉は段々消えていくんじゃないかなと。

最終的な日本の条例、法律だけに残っていくんじゃないかなとそんな気がします。

もっと丸い言葉で、身体が不自由な方も新潟で安心して楽しく暮らせる、そ

ういう街づくりをするんですよと。ですから皆さんも協力してくださいというキャッチフレーズでやれば、協力する方も多くなると思いますし、先ほど言われた子供の頃から幼稚園の頃から小学校までの間、子供達の頃に一緒になって遊ぶという環境があれば、理解するのではと思います。我々、年取った人達に研修だと言って、もう間違っているから改めなさいと言っても遅れているんです。これからの将来の子供達同士で。明るい新潟、住みやすい新潟をつくれるようなテーマをまず作って欲しいなと思います。

ということで、障がいという言葉が将来的に新潟から消して欲しいなと思います。

（司会）

はい、ありがとうございました。

最後は半分、我々への応援をいただいたのかなというふうに受け承らせてもらいます。

手が挙がった方、最後、どうぞ。はい。これで最後にさせていただきます。

（参加者）

この項目の中に障がい者の性の問題、セックスの問題、恋愛とか、結婚とかそういう問題が数々あるかと思うんですけど、そういうところからも結構差別とか色んなものを聞きますけど、そういうことについての、性の部分についてはどういう定めですか？

（司会）

全体の会では出てなくて、部会のグループの中で出てたところはありましたでしょうか？

はい、わかりました。ご意見として受け承らせていただきます。

そうしましたら、大変恐縮ではございますが、最初にご案内した通り配布した資料に、意見を頂戴する紙が入っております。この紙を使わなくても、メールでも結構ですし、ご意見、十分な時間が無くて足りない、また後から思い出したでも結構ですので、お寄せいただければというように思います。

それでは最後に障がい福祉課長より一言、また申し上げさせてもらいます。

（小野課長）

今日は、みなさんありがとうございました。

色んな方面の、色んな方向性の、色んなご意見をいただいたかと思っています。

今日いただきましたご意見につきましては、また 9 月から再開する検討会の中で報告させていただき、一つ一つまた議論をさせていただきたいと思っております。

今日のご意見の中でも、子供の頃から常に障がい者と接していればというよ

うなご意見もあったと思いますが、障がい手帳を所持している方は約 4 万人でございます。重複している方もいらっしゃいますので、もう少し少ないかもしれませんが、4 万人であれば、80 万の人口に対して 20 人に 1 人という率になります。その他にも手帳を持っていない発達障がいの方ですとか、難病の方を考えると、周りにそういう方々がいるのは、特別なことではないと考えております。小さいうちからそういう方と接して、また普通に一緒に生活するようになればと個人的には思っておりますし、そのためにはこういう条例を作って、皆さんから理解いただくのが大事かと思っております。

今日いただいたご意見、大変貴重だと思っておりますので、また検討会で審議させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

５．閉会

（司会）

それでは以上をもちまして、意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。